

4月より運用開始！「拡充家族看護休暇」 「臨時的任用職員の有給休暇化」

厳しい臨時削減の開始から2年目を迎える中で標記制度拡充が実現する。昨年の秋年末確定交渉の正に賜である。新年度に新たな仲間を増やすために、座して与えられたものではない、交渉を通じて獲得した成果であることを積極的に発信していこう！

【拡充家族看護休暇】

- 一の年において8日(中学校卒業までの子が2人以上の場合12日)
※従来は「小学校卒業」「7日と10日」
- 利用目的に「子どもの学校行事や授業参観、学級閉鎖に伴う子どもの監護」追加
※なお、新型コロナウイルス理由の臨時休校に伴う子の看護に係る休暇は家族看護休暇とは別枠となることを3月17日に確認済み。

【臨時的任用職員の有給休暇化】

- 従来無給とされていた以下の休暇は全て有給休暇化
公務疾病休暇、私傷病休暇、産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、生理休暇、骨髄等ドナー休暇、短期介護休暇、妊婦の妊娠障害
- 新設の有給休暇
結核性疾病休暇、療養休暇、ボランティア休暇、妻の出産、男性職員の育児参加、父母、配偶者または子の法要等
- 新設の無給休暇
介護休暇、介護時間

【その他前進の休暇】

- 結婚休暇・リフレッシュ休暇
新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、前者について「この期間までなら取得可能などの明確な線引きは難しいが、柔軟に取得できることを周知する」、後者について「対象となってから2年としている取得可能期間も同様に柔軟に対応する」とされた。
- 不妊治療休暇
地公労交渉では「短期、長期両方の制度化」を要求したものの、4月実施は短期休暇のみ運用開始。「職員が不妊治療(医師が行う妊娠のために必要な治療行為等)を受ける場合、一の年において6日を超えない範囲内で必要と認められる時間または期間」
- 早出遅出勤務の教育職員への拡充
4月より通年利用。この間、教育職員は夏期休業期間中のみ利用と制限されていたが、行政職員に遅れること3年、ようやく同等運用実現。